

▼助成の期間
入院だけでなく、外来も中学3年生の年度末（15歳に達する日以後の最初の3月31日）まで助成を拡大します。県内は、医療機関で健康保険証と子ども医療費受給資格証を提示することで、保険診療分については自己負担がなくなり、受診後の役場での手続きも不要となります。

▼助成を受けるための手続き
【小中学生の保護者】
助成には、申請が必要です。

①申請書の配布（10月）
学校を通じて申請書を配布します。10月31日（月）までに、同封の返信用封筒で返送するか、福祉課窓口で申請してください。

※町外の小中学校に通っている場合は、個別に申請書を郵送します。

②受給資格証の送付（12月）
子ども医療費受給資格証を、役場から保護者に郵送します。

【未就学児の保護者（乳幼児医療費受給資格証を持っている人）】
申請は不要です。12月に子ども医療費受給資格証を郵送します。

▼適正受診のご協力
就学後の子どもの医療費助成は、全額を町がまちづくりのために自由に使えるお金から支払います。未永く助成制度が続き、安心して子育てができるよう適正受診を心掛けましょう。

問 福祉課児童福祉係
☎ 985-4114

ねんきんネットでは、年金記録の確認や年金見込み額の試算など、年金に関するさまざまなサービスを利用することができます。

利用を希望する人は、次のいずれかの方法で手続きをしてください。

【パソコンやスマートフォンから】
日本年金機構のサイト（http://www.nenkin.go.jp/n_net/）を通じて確認することができます。

※スマートフォンからの利用は、一部制限があります。

【役場で申請して】
インターネットを利用できる環境にない人は、役場で、ねんきんネットの申請を受け付けています。次のものを持参して、手続きをしてください。

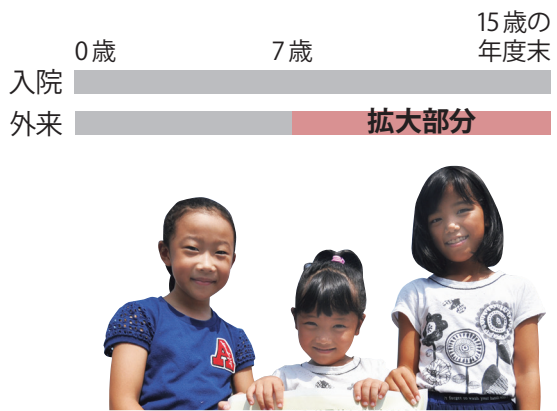
①本人確認できる身分証
※顔写真が無い場合は、保険証、年金手帳など2点必要です。

②認印（シヤチハタ不可）
③委任状（代理申請の場合）
※委任状は役場にありませう。

問 松山西年金事務所国民年金課
☎ 925-5110
町民課住民係
☎ 985-4106

平成 29 年 1 月診療分から 子どもの医療費 助成を拡大します

安心して子どもを産み育てられるまちを目指し、入院だけでなく、外来の医療費の助成も、15歳に達した日以後最初の年度末まで行います。次の手順で、忘れずに手続きをしてください。



次の二つの給付金を支給します。

申請書は10月上旬、支給対象と見込まれる人に郵送する予定です。

【平成28年度臨時福祉給付金】
▼対象者 平成28年1月1日時点で松前町に住民票があり、28年度の町民税が非課税の人（生活保護者や課税者の扶養親族などは除く）
▼支給額 1人につき 3千円

▼障がい・遺族基礎年金受給者
向給給付金
▼対象者 ①の対象者のうち、28年5月分の障がい・遺族基礎年金などを受給している人（高齢者向け給付金を受給した人は除く）
▼支給額 1人につき 3万円

問 福祉課障がい福祉係
☎ 985-4112
厚生労働省専用ダイヤル
☎ 0570-037-192

低所得者支援のための給付金を支給します

平成 29 年度 保育所入所児童を 募集します

●受付期間
10月3日⑨～10月31日⑨
8時30分～17時15分（土・日、祝は除く）

●入所資格
子ども・子育て支援新制度により、保育所や認定こども園などで保育を希望する場合は、入所までに保育認定を受けなければなりません。認定を受けるには、次の①～⑦のいずれかに該当する必要があります。

① 保護者が働いている場合（休憩除く月64時間以上）
② 保護者が妊娠中または出産後間がない場合（出産予定月とその前後2カ月ずつの最長5カ月）
③ 保護者が病気または心身に障がいがある場合
④ 保護者が長期にわたり、病気や心身に障がいがある同居の親族を常に介護している場合
⑤ 震災、風水害、火災などの災害の復旧にあたっている場合
⑥ 保護者が求職活動（起業の準備含む）を継続的に行っている場合（入所後2カ月の認定）
⑦ 保護者が就学（職業訓練校などの訓練含む）している場合 など

●入所対象児童と定員（年齢は平成29年4月1日時点の年齢）
《町立保育所》

保育所	定員	受入年齢	延長保育	住所	電話
松前保育所※1	120人	6カ月～	19時まで	筒井	984-1068
黒田保育所	60人	6カ月～	—	北黒田	984-1358
小富士保育所	60人	6カ月～	—	大溝	984-1161
二名保育所※2	90人	1歳児～	—	出作	984-1348
白鶴保育所※2	60人	1歳児～	—	上高柳	984-1088

《私立保育園》

保育所	定員	受入年齢	延長保育	住所	電話
岡田保育園	50人	6カ月～	—	西高柳	984-2730

《私立 幼保連携型認定こども園（保育所部分）》

保育所	定員	受入年齢	延長保育	住所	電話
エンゼル幼稚園	70人	6カ月～	19時まで	西古泉	984-6411

《私立 地方裁量型認定こども園（保育機能部分）》

保育所	定員	受入年齢	延長保育	住所	電話
コモドまさき園	33人	4カ月～	19時まで	西古泉	985-1343

※1 松前保育所は、29年10月ごろに『仮』松前・宗意原統合保育所（北黒田187-4。NTT住宅跡地）に移転予定です。

※2 二名保育所と白鶴保育所への入所は、離乳食が完了していることが必要です。

※ 定員に余裕がない時は、希望の保育所に入所できない場合があります。



●申込先
【新規】 第1希望の施設で判断してください。

・町内の認定こども園の場合 入所希望の各施設
・上記以外の場合 福祉課児童福祉係

【継続】 通所・通園中の各施設

●提出書類
① 入所児童1人につき1枚の支給認定申請書
② 入所要件家庭状況調査票
③ 勤務証明書など、家庭で保育できない理由を証明するもの など

※ 書類は福祉課、各保育所・園、認定こども園、町ホームページにあります。

●入所決定
新規入所申込者には面接（2月上旬予定）の上、審査して入所を決定します。入所承認書は3月中旬までに各家庭に送付する予定です。

●利用者負担額（保育料）
保育所入所児童の父母など、扶養義務者の町民税の額によって決定します。

※ 平成28年1月1日に松前町に住所のない人は、28年度市町村民税課税（所得）証明書が必要です。

問 福祉課児童福祉係 ☎ 985-4114
各保育所・園、認定こども園

平成28年度 松前町臨時的任用職員募集中
①保育士 ②保育士（パート） ③保健師、看護師

勤務場所は町内保育所で、募集人数は①、②5人程度③1人程度です。随時募集を受け付け個別に面接を行います。決まり次第締め切ります。詳しくは町ホームページをご覧ください。

問 総務課職員係 ☎ 985-4113

インフルエンザ予防接種を受けよう

接種後、抵抗力がつくまで2週間程度かかるといわれていますので、12月中旬までに受けることをおすすめします。次に該当する人には、接種費用を助成します。

▶ 64歳以下の国民健康保険加入者

本年度から、助成方法など一部手続きを変更していますので、手続きの際には注意してください。

- **助成対象者** 接種日に国保税の滞納がない世帯に属し、町税を滞納していない人(下記◎は除く)
- **助成方法** 医療機関で接種後、費用の一部を口座振替で支払い
- **助成額** 1人1,000円(費用が1,000円未満のときは実費の範囲)
- **助成回数** 年度内1人1回
- **請求期限** 3月31日◎
- **請求に必要な物** ①医療機関が発行した領収書(予防接種名、接種者の氏名、料金などが明記してあるもの。金額だけのレシートは不可) ②保険証 ③印鑑(シャチハタ不可) ④世帯主と接種した人のマイナンバーカード(持っている人だけ)
- **申請方法** 請求に必要な物を持って、保険課医療保険係へお越しください。
- ☎ 保険課医療保険係 ☎ 985-4107

▶ 65歳以上の人

◎ 60～64歳で心臓、腎臓、呼吸器、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がい(身体障がい者手帳1級相当)がある人を含む

- **助成対象者** 町内に住民票のある人
- **助成方法** 県内の協力医療機関に事前に予約して接種し、個人負担のみ支払い。
※ 接種券は医療機関にあります。
- **個人負担** 1,000円(生活保護などの支援給付を受けている人は個人負担金は不要。事前に福祉課で必要書類をもらってから接種に行ってください)
- **助成回数** 下記期間内 1人1回
- **助成期間** 10月15日◎～12月31日◎
- **接種時に必要な物** 保険証など住所、氏名、年齢が確認できるもの(◎に該当する60～64歳の方は、身体障がい者手帳または医師の診断書)

☎ 健康課保健センター係 ☎ 985-4118

参加者を募集します

松前町ふれあい健康マラソン大会

- ▼ **日時** 12月4日(日) 9時～
- 小雨決行(予備日12月11日)
- ▼ **集合場所** 松前浄化センター
- ▼ **コース** 塩屋海岸沿岸道路
- ▼ **種別** ①ふれあいコース(2km)
- 小学生男子の部(4年生以上)
- 小学生女子の部(4年生以上)
- 中学生女子の部
- ファミリーの部
- ※小学3年生以下は、ファミリーの部に親子で参加してください。
- ②ふれあいコース(3km)
- 中学生男子

- ③ **挑戦コース**(5km)
- 高校生以上の男女
- ▼ **参加資格** 町内に在住、在勤、在学している健康な人
- ▼ **申し込み方法** 社会教育課、松前公園、文化センター、東・西・北公民館にある申込書に必要事項を記入し、各窓口提出してください。
- ▼ **締め切り** 11月18日(金) 17時
- ☎ 社会教育課社会体育係 ☎ 985-4138



第41回 まさき文化祭

10月29日(土)
10時30分～
16時

10月30日(日)
10時～16時

文化センター 広域学習ホール

芸能発表、義農太鼓
ゴスペルライブ、お茶席など



文化センター2・3階 作品展示会



☎ 社会教育課生涯学習係 ☎ 985-4135

29日 福祉センター
福祉ふれあい
フェア

30日 庁舎前駐車場
フリーマーケット

◆健全化を判断する比率(単位：%)

指 標	松前町	早期健全 (国の基準) イエローカード	財政再生 (国の基準) レッドカード	備 考
実質赤字比率 (一般会計に対する赤字の割合)	—	14.21	20.0	3億7,441万円の黒字
連結実質赤字比率 (全会計に占める赤字(または資金 の不足額)の割合)	—	19.21	30.0	15億6,515万3千円の黒字
実質公債費比率 (収入に占める借金返済額の割合)	10.0	25.0	35.0	前年度 11.4%
将来負担比率 (将来にわたる実質的な負債の割合)	81.0	350.0		前年度 92.8%

※ 実質収支と連結実質収支が黒字のため、実質赤字比率と連結実質赤字比率は、「—」で表示されます。

◆資金不足の比率(単位：%)

区 分	資金不足比率	経営健全
水道事業会計	—	20.00
公共下水道事業特別会計	—	

※ 資金不足比率は、公営企業ごとの資金の不足額が、事業の規模に対してどの程度あるか示します。上記事業は、事業の規模に対する資金不足額が無いため、資金不足比率はありません。

平成27年度の健全化判断比率と資金不足比率をお知らせします。これらの比率が低いほど、自治体の財政状況は健全です。

平成27年度 松前町財政健全化指標 町の財政は健全です

【解説】 松前町は国の定めた基準よりも比率が低く、イエローカードに当たる早期健全化団体(公営企業については経営健全化団体)とレッドカードに当たる財政再生団体に該当しません。

このように健全な町の財政ですが、この状態が将来にわたって保障されているわけではありません。今後も財政運営に厳しい姿勢で臨み、健全財政の維持に取り組みます。

☎ 財政課財政係

☎ 985-4101

町県民税・各種保険料(税)の特別徴収 10月から本徴収が始まります

町県民税・各種保険料(税)を特別徴収(年金天引き)で納めている人は、10月から本徴収が始まります。今まで納付書や口座振替の普通徴収で支払っていた人も、10月から特別徴収が始まる人もいます。

対象となる人には、6～7月に通知書を送っていますので確認してください。特別徴収は翌年度以降も引き続き行われ、平成29年度4・6・8月に納める額は、28年度2月に納める額と同額です。

町県民税は制度改正があり、徴収額は公的年金に係る28年度税額の6分の1相当額となります。

☎ 税務課町県民税係(町県民税・国保税) ☎ 985-4110

支払月	28年度						29年度		
	4	6	8	10	12	2	4	6	8
徴収区分	仮徴収または普通徴収						特別徴収(本徴収) 28年度税(保険料)額ー徴収済額		
							特別徴収(仮徴収) 28年度2月に納める額と同額 ※町県民税は公的年金に係る28年度税額の1/6相当額		

☎ 保険課保険料係(介護保険料・後期高齢者医療保険料) ☎ 985-4227

10月17日から23日の行政相談週間に合わせ 特別行政相談所を開設します

行政への苦情や要望などを中立的に解決にあたるのが行政相談です。相談無料で、秘密は厳守します。

▼ **日時** 10月18日(火) 10時～15時

▼ **場所** 北公民館

▼ **相談員** 行政相談委員 烏谷太紀勇さん、三好健二さん

【定例の行政相談所(月1回)】
まさきお役立ちカレンダーで、日程を確認してください。

☎ 総務課危機管理係

☎ 985-4103